

県公館警備業務委託仕様書

この業務は、和歌山県公館内の施設を保全するため、警備業務を実施するものとする。
なお、本仕様書で甲とは和歌山県をいい、乙とは受託業者をいう。

- 1 業務年度及び番号 令和4年度 管委 第10号
- 2 業務名称 県公館警備業務委託
- 3 業務場所 和歌山市和歌浦中三丁目1070番地の3 和歌山県公館
- 4 業務対象建物
敷地面積 3,721.98㎡
建築延面積 307.74㎡
(内訳 洋館131.64㎡、和館121.60㎡
茶室 20.72㎡、事務室33.78㎡)

5 警備方法

- (1) 警備方法は、常駐警備及び機械警備とする。警備対象区域は、県公館敷地内とする。
- (2) 機械警備に係る留意事項は以下のとおりとする。
 - (ア) 警備業務用機械装置の設置及び撤去に係る費用は乙の負担とする。
 - (イ) 警備業務用機械装置の通信に係る回線は県所有の一般加入回線を使用し、この通信に係る経費は乙の負担とする。
 - (ウ) 一般加入回線の断線を監視する機能を付加し、これに係る経費は乙の負担とする。
- (3) 常駐警備員は、制服及び制帽を着用し、職員証等を常時携帯する。
- (4) 警備実施については、下請業者及び関連会社による業務は認めない。

6 警備実施計画書

- (1) 警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、管財課へ提出すること。
- (2) 警備実施計画書を作成し、管財課へ提出のうえ、その実施計画書に基づき誠実に業務を遂行する。

7 業務実施時間等

- (1) 常駐警備時間は、一般開放日における開放時間とする。(別表のとおり)
- (2) 機械警備実施時間は、公館からの機械警備作動開始の信号を乙が設ける管制本部が受けた時から、公館からの機械警備作動解除の信号を管制本部が受けた時までとする。ただし、公館の運営上都合により甲が必要と認める場合は、甲乙協議の上、業務実施時間を変更するものとする。

8 業務内容

- (1) 乙は、一般開放日に下記の対応を行うものとする。
 - (ア) 公館の開錠、施錠
 - (イ) 公館敷地内の常駐警備
 - (ウ) 来館者の受付及び対応
 - (エ) 来館者数の把握
 - (オ) 来館者に対する留意事項の配布
 - (カ) 駐車場満車時の看板の設置及び来館者への声かけ
 - (キ) 来館者へ管財が貸与する非接触型体温計による検温を実施(37.5度以上の発熱者には入館を控えて頂き、医療機関で受診するよう促す)
- (2) 乙は、公館に火災及び盗難その他の必要な警報装置を設置し、管制本部設置の集中監視装置(受信機)で、間断なく公館からの情報を監視する。
- (3) 乙は、一般開放日と公的利用日が重なる場合は、甲からの情報提供に基づき、甲乙協議

の上、公的利用の使用状況に応じ、公的利用使用施設の一般開放をとりやめる等、適宜対応するものとする。

- (4) 乙は、「警備報告書」に警備内容を記録し、当該月分の「警備報告書」を翌月10日までに管財課長に提出する。

9 業務期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

10 異常事態発生時の措置

- (1) 常駐警備実施中、公館に異常事態が発生した場合、必要に応じて、各関係先へ連絡するとともに、事態の拡大防止等臨機の措置をとるものとする。
- (2) 機械警備実施中、公館に異常事態が発生した場合、乙は警備員を現場に急行させるものとする。急行した警備員は、現場の状況を確認の上、必要に応じて、各関係先へ連絡するとともに、事態の拡大防止等臨機の措置をとるものとする。また、その状況について乙の管制本部とも連絡を密にとるものとする。

11 機械の保守点検業務

保守点検については、通常点検を月1回、細部点検を3か月に1回実施するものとする。

細部点検終了後、点検内容を記載した保守点検報告書を提出する。点検内容については、乙の点検マニュアルに準じて実施するものとする。

12 損害賠償等

身体賠償については、1名1億円、1事故10億円、財物賠償については、1事故10億円の賠償責任保険付保証明書を提出すること。

令和４年度 和歌山県公館 一 般 開 放 日

	開放日（全て日曜日）				除 外 日
４月	３日	１０日	１７日	２４日	－
５月	１日	８日	１５日	２２日	２９日
６月	５日	１２日	１９日	２６日	－
７月	３日	１０日	１７日		２４日、３１日
８月	７日	２１日	２８日		１４日
９月	４日	１１日	１８日	２５日	－
１０月	２日	９日	１６日	２３日	３０日
１１月	６日	１３日	２０日	２７日	－
１２月	４日	１１日	１８日	２５日	－
１月	８日	１５日	２２日	２９日	１日
２月	５日	１２日	１９日	２６日	－
３月	５日	１２日	１９日	２６日	－

計４６日

開放時間 午前１０時から午後４時まで

※なお、施設の利用状況に応じ、一部もしくは全ての施設の開放を中止することがあります。